

第三者評価結果

事業所名：マシュマロ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 「全体的な計画」に事業目的、保育方針、子どもの保育目標、子どもの権利や保育指針を記載しています。園の理念・目標に基づき、小学校との連携、地域との連携、養護、教育、健康支援、食育の推進、環境及び衛生管理並びに安全管理、災害への備え、子育て支援、職員の資質向上を明示しています。さらに、地域の実態に対応した保育事業と行事への参加、研修計画、情報公開等、特色ある教育と保育、自己評価等すべての領域を網羅した内容となっています。毎年2月頃に職員会議で話し合い、原案を作成し、法人内4園で検討調整して作成しています。全体的な計画をもとに、年間指導計画、月間指導計画、週案、個別指導計画を作成しています。毎月の職員会議や行事の度に評価、反省を行って振り返りを行っています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 園は市街地の中にある道路沿いの戸建ての住宅のような外観で、静かな環境にあります。保育室はオープンフロアをコーナーで区切っています。0歳児のフロアは畳敷き、1、2歳児のフロアは板張りで、室内の温度計、湿度計のそばには適切な温度、湿度の目安が表示されており、エアコンの他、床暖房、空気清浄機、サーキュレーターを配備しています。毎日、安全衛生点検表や事故防止点検表、自主チェック表により管理して安全・清潔に保たれています。布団や荷物は棚に収納しており、おもちゃなどはその都度必要なものを取り出す様に工夫して整頓しています。ゆったりした明るいトイレを1階と2階に配備しています。子どもが落ち着かない場合には、事務室や2階のスペースで静かに過ごすなど工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 0~2歳児が対象の定員19名の小規模な園です。以前は担当者制を導入していましたが、現在は職員が全ての子どもと関係性が築ける体制としています。事務室のタイムカードの横に業務日報を置き、職員申し送り、保育日誌、園児の状況、視診の状況、応急処置、職員の状況などを記載して、職員が共有できるようにしています。ホワイトボードでは黄色、赤、緑とクラス毎に色分けして子どもの名前を貼り出し、出席者や欠席者が一目で分かるように工夫しています。年齢にこだわらず、子どもの個々の発達で椅子や食器を選んでいます。保護者からの聞き取りを参考に、子どもの思いや言葉を引き出すようにしています。体操に参加したくない子どもに、保育士がさりげなく本を読み聞かせしている場面があります。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画をもとに、発達状況も見据えて個別指導計画を作成し、一人ひとりの発達や体調に合わせて生活習慣を身に着けられるよう、また、職員間で共有して同一の対応が取れるようにしています。2歳児の荷物は自分で手が届く下の段に、本コーナーでは子どもが手に取って読めるようにしています。休み明けや体調によって、屋内外の活動は子どもそれぞれのペースで行えるようにしています。トイレトレーニングや着替え、食事の介助、スプーンや食器、椅子なども、年齢で均一とならないよう発達に応じた支援を行っています。デイリープログラムや連絡帳で「出来るようになったこと」を職員で共有しています。「お洋服がたためるようになりました。見てあげてください」など職員が保護者に声をかけています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 月間指導計画や個別支援計画をもとに、発達状態に合わせて子どもたちが主体的に興味や関心をもって意欲的に遊べる環境整備をしています。天気の良い日は、1時間前後の散歩に出かけています。顔なじみのお蕎麦屋さんやお花屋さん、消防署など地域の方と挨拶を交わしています。横断歩道では保育士と一緒に手を挙げて安全を確認して渡っています。子どもの成長に合わせて、2手に分かれて散歩をしています。園で栽培している野菜の収穫体験を行い、週1~2回は園庭で水遊びなどを行っています。登園直後は自由遊びの時間を設けて落ち着けるようにしています。0~2歳児で「からだ ダンダン」の体操したり、2歳児の粘土遊びはコーナーを区切って行っています。ハサミを使う場合は安全のため他のクラスの子どもに配慮して2階のスペースで行っています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児はコーナーの奥まった場所を区切って、畳敷きにしてゆっくりと過ごせるようにしています。床暖房、サーキュレーター、空気清浄機を配備して、適切な温度、湿度の目配りをしています。年間、月間指導計画や個別指導計画に沿って、布団やおもちゃ、通園カバンなどは戸棚に収めて保育スペースを確保しています。成長の様子に合わせベビーベッド、ベビージム、ベビーチェアなどを準備し、十分な寝返りやハイハイがしやすい環境となっています。登降園時や連絡ノートで保護者と情報交換を行い、個々に合わせた生活リズムに配慮して情緒の発達やアタッチメント(愛着関係)を築いています。遊具は発達段階に応じて音の出る玩具や動く玩具を用意して、じっくりと遊ぶことができます。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画に沿って保育を行い、子どもの育ちを職員間で共有し、必要に応じて個別対応しています。子どもに接する職員が同じ対応をすることで、子どもが安心して自我を発揮し、受容してもらう喜びを得られるようにしています。子ども達が十分に探索活動が出来るように、職員間で連携して危険のない、安全な環境を整えています。職員と一緒に遊んで仲立ちとなり、子ども同士の関わりや、相手の気持ちを伝えることを通じて、自分の思いを伝えられるようにしています。異年齢保育を行い、小さな子への思いやりの気持ちや、大きな子への憧れの気持ちが育つようにしています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
<p><コメント> 園は0~2歳児迄が対象の小規模保育園です。該当する3歳児以上の園児は在籍していません。前例はありませんが、3歳児以上で引き続き在籍したい申し出があれば、受け入れるように法人とも協議をしているところです。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園は、オープンフロアで、室内はバリアフリーとなっています。食器や机、椅子も年齢だけでなく、個々の状況により柔軟に配慮しています。障害特性に配慮して、感染症情報を保護者に早期に伝え注意喚起して、園全体の衛生管理を徹底して障害児にも対応しています。個別支援計画を作成して、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通じて、共に成長できるように配慮しています。保護者会等を通じて、他の保護者にも障害について伝えています。園児の障害特性の理解や対応方法について園内研修を実施し、職員の周知を図り、均一できめ細かいサービスの提供ができるよう努めています。市の保育課等とは受け入れ時より連携、連絡を密に行い。療育センターや医療機関とは保護者を通じて支援の方法等を確認したり、連絡・連携に努めています。</p>	

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
---	---

<コメント>

朝、夕は合同保育を行っています。日中も月齢だけでなく個々の発達に合わせ、遊びを自主的に選び異年齢児との関わりを楽しみながら、子どもが主体となった取組を計画的に実施しています。人数が少なくなる夕方には、畳の部屋でゆったりと過ごしています。保育士が密に関わるので、合同保育時には出来ないような事をしたり、子どもの寂しい気持ちに寄り添いながら家庭的に過ごせるよう努めています。19時を過ぎる場合はステックパン等の補食を持参してもらっています。特別な配慮が必要な場合には、柔軟に対応して、お迎えが20時になる場合は入浴・歯磨きを済ませられるように帰宅後への配慮も行っています。引き継ぎは受け入れ表やボード、業務日誌などに記入し全職員で共有しています。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	c
---	---

<コメント>

園は0~2歳児迄を対象とした小規模認可保育園であり、該当する就学への園児はいませんが、「マシュマロ保育園 全体的な計画」の中に「小学校との連携」についても位置づけられております。園として「いきいきと未来を明るく歩める子」を目標として、保育所で育みたい資質・能力の実現を念頭において保育を行っています。毎年中学校区で開催される幼保小中特連携担当者会にリーダー保育士が参加して地域との交流や情報収集に努めています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
--------------	---------

【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
--	---

<コメント>

「保健計画」「受け入れ票」「午睡表」等によって、子どもの健康状態をチェックしています。個人ファイルに健康の記録をまとめています。予防接種については入園時に記載してもらい、年2回の面談時に追記してもらっています。予防接種翌日の登園時には必ず、接種内容や接種後の経過を共有しています。毎日、「登園時受入れ表」に、検温、視診、保護者からの聞き取りメモ、薬の預かりや登降園の時間などを記入しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の研修で周知を図り、注意点を保護者の目に届く場所に掲示して、必要な情報提供を行っています。午睡時はうつぶせ寝とにならないよう目配りをし、0歳児5分、1歳児10分、2歳児15分毎に午睡表に記録チェックして予防に努めています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
---	---

<コメント>

嘱託医による健康診断、歯科健診は年2回、身体測定は職員が毎月実施しています。尿検査も実施しています。それぞれの健診結果はすみやかに保護者に伝えていきます。医師からの助言や受診が必要な場合には、保護者に個別に伝え、家庭と連携してその後の経過を知らせてもらい、相互理解に努めています。検査結果は個人ファイルに綴じて、職員がいつでも確認できるようにしています。特に健康リスクに配慮の必要な乳児の場合は、市の保育課看護師等に毎月連絡を取り、連携しています。健康診断等での指摘には、哺乳瓶から牛乳マグに変更して1回の量を増やし、夜間の授乳回数を減らすなどの指導を行った事例もありました。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
--	---

<コメント>

アレルギー対応のマニュアルを備え、医師のアレルギー指示書をもとに、給食の提供を行っています。アレルギーのある子どもの献立表にマーカーを引いて、お盆・食器は黄色や黄緑色に色分けして一目で分かるようにしています。アレルゲンの食材が提供される日には、他の職員と区別した黒いエプロンをつけて対応しています。食事を厨房へ直接取りに行き、食事の場所も分けています。アレルゲンがなくなるまで職員も出入りしないなど、徹底して注意喚起を図っています。アレルギーに配慮した米粉パンやカレーなど手作りして、なるべく同じメニューを子どもに提供できるようにしています。代替えが出来ない食材の場合には、除去食を提供しています。アレルギー疾患、慢性疾患等について、他の子どもや保護者に理解を図るための取組は今後の課題となっています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に食育の推進を位置付けて、食育計画を作成しています。食事のテーブルや椅子は年齢や発達の状況で分けています。食器の材質は0歳児は割れにくいもの、1・2歳児は陶器製で大きさも変えています。園の管理栄養士が立てる献立表に摂取カロリーを記載しています。離乳食献立表は「離乳食食材チェック表」で家庭での離乳食の進み具合を把握して、献立表の作成に役立っています。献立表などは、法人の主任管理栄養士がさらにチェックしています。給食だよりを保護者に配布して、「嫌いな食べ物も一口食べてみよう」との声掛けにより、無理強いしないように家庭と連携しています。園でプチトマト、キュウリなどを育て、子どもたちが収穫したものを給食で食べたり、玉ねぎやトウモロコシの皮むきをして食への関心が得られるようにしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 季節感のある献立を取り入れて、食事の場などでその意味や内容を伝えています。給食やおやつ状況を厨房の職員が見回り、その後の献立などに反映しています。給食会議では職員から情報を得て、振り返りを行っています。玄関に今日の給食を提示して保護者に情報提供しています。食事では食の細かい子や表情などにも気を配り、個別対応に努めています。アレルギー食も含めておかわりが出来ます。地産地消や、カルガモ米、国産小麦粉の紹介やレシピ、朝食の役割等も給食だよりに挙げ、保護者に食への関心を持ってもらえるようにしています。藤沢市作成の衛生管理マニュアル、調理業務マニュアルに沿って、衛生管理を適切に実施しています。厨房職員は、別の出入り口やトイレで衛生管理に努めています。食事介助には赤エプロンを使用し、毎日洗濯しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 連絡帳や登降園の送迎時に、日々の子どもの様子や健康状態の情報交換に努めています。保護者から寄せられた情報を、受け入れ表や事務室内に掲示し、職員は出勤時に必ず目を通すようになっています。業務日報、ホワイトボードにも記入して、職員間で情報共有して必要に応じてケース記録や個別指導案にも反映しています。入園時に説明する入園ガイドでも家庭との連携方法について説明しています。毎月のクラスだより、献立表、園だより、給食だよりで情報を伝えています。園での様子を見ることができるアプリケーションで、日ごろの様子を伝えています。懇談会は年1回、個人面談は年2回行い、保育参観と給食試食会も行って保護者との連携を深めています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時の面接の際に、いつでも相談できる事を保護者に伝えています。保護者とは連絡帳で共有し、登降園時に言葉を掛け、コミュニケーションに努めています。保護者からの相談で職員の対応が難しい場合には、リーダーや園長に相談できる体制となっています。保護者の表情を読み取り、園長等が声を掛けることによって、子育ての悩みを聞き取って行政などと連携した事例もあります。小規模園の特性を生かして子どもの成長を共有し、家庭的な雰囲気大切に保護者に寄り添い信頼関係を構築しています。希望があれば休日保育や病後児保育、ファミリーサポートセンター等について情報提供しています。必要に応じて嘱託医や保育課、子ども家庭課、療育センター、児童相談所等と連携を図り、状況に応じてケース記録等に記録しています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの表情や着替え時に体の状況を観察しています。保護者についても、疲れた表情等が見えた場合は声掛けをして、別室で話を聞き状況の把握に努めています。虐待等権利侵害が疑われる場合は、子どもの様子や情報を全職員へ周知して、温かく受け入れるよう連携しています。虐待対応の窓口は園長に一本化され、虐待対応の流れ等に沿って、保護者に均一で継続した対応ができるよう努めています。藤沢市要保護児童対策地域協議会、子ども家庭課、児童相談所と情報交換を行い、密な連絡・連携を図っています。さらに、虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアルとこれに基づく組織的な取組や予防的な保護者対応等の取組が課題となっています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>職員は「年間指導計画」「月間指導計画」「週案」に沿って年2回自己評価を実施しています。自分自身の日々の保育を振り返る機会を持ち、改善や次回の目標へつなげています。職員会議で保育の状況を振り返り、改善策や子ども一人ひとりの育ちがしっかり捉えられるよう、保育の質の向上に取り組んでいます。さらに、職員が個別に行うだけでなく、職員相互の話し合いなどを通じて行い、一人では気づけない保育の良さや課題の確認につなげています。今後、「マシュマロ保育園園評価」を活用して、保育士自身の自己評価を園全体の自己評価につなげ、園の資質向上に向けた取組が期待されます。</p>	